

令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費に係る実施状況を報告いたします。

(実施期間 : 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

病名	延べ人数	延べ日数
肺炎	19人	94日
尿路感染症	30人	151日
带状疱疹	1人	5日
蜂窩織炎	7人	35日
合計	57人	285日

【算定要件】

- 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ① 肺炎
 - ② 尿路感染症
 - ③ 带状疱疹
 - ④ 蜂窩織炎
- 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定するものであること。
- 算定する場合にあつては、診断名および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- 当該加算の算定開始後、治療の実施状況について、介護サービス情報の公表制度を活用する等により公表することとし、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。